

独立行政法人 情報処理推進機構 第四期中期計画

平成30年3月29日

独立行政法人 情報処理推進機構

※本中期計画は令和2年3月31日に変更される前のものです。

目次

| | |
|--|----|
| I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置..... | 2 |
| 1. 新たな脅威への迅速な対応等のセキュリティ対策の強化..... | 2 |
| (1) あらゆるデバイス、システム、媒体を対象としたサイバー攻撃等に関する情報の収集、分析、提 供、共有..... | 2 |
| (2) 我が国の経済・社会を支える重要インフラや産業基盤のサイバー攻撃に対する防御力の強化.... | 3 |
| (3) 非技術的要因を踏まえた調査、分析..... | 3 |
| (4) セキュリティ対策に関する普及啓発、情報提供..... | 3 |
| (5) 国際標準に基づくIT製品等のセキュリティ評価及び認証制度の着実な実施..... | 4 |
| (6) 暗号技術の調査・評価..... | 4 |
| (7) 独法等に対する不正な通信の監視、監査等..... | 4 |
| 2. 高度な能力を持つIT人材の発掘・育成・支援及びネットワーク形成とIT人材の裾野拡大に向 けた取組の強化..... | 7 |
| (1) 優れたIT人材の発掘・育成・支援の実施と活躍の機会の提供..... | 7 |
| (2) 社会の第一線での活躍が見込まれるIT人材の発掘を通じたIT人材の裾野の拡大..... | 7 |
| 3. ICTに関する新しい流れを常に捉え、発信していく機能の強化..... | 10 |
| (1) ICTの新たな技術等に関する調査分析及び発信..... | 10 |
| (2) ICTの新たな技術等に関する客観的な基準・指針・標準の整備及び情報発信..... | 10 |
| (3) 海外機関との連携の促進..... | 11 |
| II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置..... | 13 |
| 1. 機動的・効率的な組織及び業務の運営..... | 13 |
| 2. 業務経費等の効率化..... | 13 |
| 3. 人件費管理の適正化..... | 13 |
| 4. 調達の合理化..... | 13 |
| 5. 業務の電子化等による業務運営の効率化..... | 14 |
| III. 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置..... | 15 |
| 1. 運営費交付金の適正化..... | 15 |
| 2. 自己収入の拡大..... | 15 |
| 3. 試験勘定の採算性の確保..... | 15 |
| 4. 地域事業出資業務（地域ソフトウェアセンター）..... | 15 |
| 5. 債務保証管理業務..... | 16 |
| IV. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画..... | 16 |
| 1. 予算（別紙参照）..... | 16 |
| 2. 収支計画（別紙参照）..... | 16 |
| 3. 資金計画（別紙参照）..... | 16 |
| V. 短期借入金の限度額..... | 17 |

| | |
|--|----|
| VI. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に 関する計画 | 17 |
| VII. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 | 17 |
| VIII. 剰余金の使途..... | 17 |
| IX. その他主務省令で定める業務運営に関する事項等..... | 17 |
| 1. 施設及び設備に関する計画 | 17 |
| 2. 人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） | 17 |
| 3. 中期目標期間を超える債務負担 | 18 |
| 4. 積立金の処分にに関する事項 | 18 |
| 5. その他独立行政法人通則法第29条に規定する中期目標を達成するために必要な事項..... | 18 |
| 別紙..... | 20 |

前文

独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）は、経済産業省の政策実施機関として、平成16年1月の独立行政法人化後、第一期中期目標期間（平成15年度～19年度）においては、産業の育成に主眼を置いて「情報処理の推進」を図るための事業を、第二期中期目標期間（平成20年度～24年度）においては、ITが経済活動の重要な社会基盤に急速になりつつある状況を踏まえ「情報社会システムの安寧と健全な発展」を図るための事業を、第三期中期目標期間（平成25年度～29年度）においては、IoTの進展によりいや応なく人々とITとの繋がりが生じている状況を踏まえ「利用者視点に立った複雑・膨大化する情報社会システムの安全性・信頼性の確保」を図るための事業を実施してきた。

第三期中期目標期間においては、サイバーセキュリティに関する対策強化を通じてサイバーセキュリティに関する情報収集力の強化や協力機関の拡大などの成果を上げた。また、ITに関する新しい潮流への対応強化を通じてIoT製品の開発のために留意すべき事項をまとめた「つながる世界の開発指針」の発行や、優れた能力を持つIT人材に対する支援を通じ、優れたIT人材による事業化の達成などの成果を上げてきた。一方で、第三期中期目標期間を通じてサイバー攻撃は一層高度化・巧妙化し、技術の進歩は一層早くなるとともに、IT人材の質・量の不足は拡大している課題も見えてきたところである。

第四期中期計画を策定するに当たり昨今のITを取り巻く状況を見ると、周到な準備を経た上で行われる標的型攻撃による被害が見られるなど、サイバー攻撃は今後もより一層高度化・巧妙化していくことが予想される。他方、IoTやビッグデータ、人工知能の実用化に伴って第4次産業革命ともいわれる大きな社会変革が起きており、技術革新のスピードはより一層加速していくことが見込まれる。我が国が更に高度化・巧妙化するサイバー攻撃等に対抗していくとともに、この技術革新の流れに乗り遅れないようにするためには、サイバー攻撃に対抗するための連携を強化し、サイバー攻撃への対応や社会変革を担うための人材を育成するとともに、サイバー攻撃や社会変革の契機となるITに関する新しい流れを常に捉え社会に発信し続けていくことが必要である。

このような社会環境の変化を受け、第四期中期目標期間（平成30年度～34年度）において、機構は、サイバーセキュリティの強化及びIT人材の育成並びにこれらを支えるITに関する新しい潮流の把握・発信を通じて、ITに関する社会基盤整備に貢献し続ける社会全体の公器となることを目指し、国民から親しまれ信頼される政策実施機関として幅広い施策を展開していくこととする。

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 新たな脅威への迅速な対応等のセキュリティ対策の強化

ITの活用が進む中で、サイバーセキュリティの確保はその前提となるものであるが、サイバー攻撃はますます高度化・巧妙化・大規模化している。このような状況を踏まえ、第三期中期目標期間においては、独立行政法人及びサイバーセキュリティ戦略本部が指定する特殊法人等（以下「独法等」という。）に対する監視・監査の実施や、サイバー攻撃に係る情報の共有体制の構築、サイバーレスキュー隊の編成などの業務を実施し、サイバーセキュリティの確保に努めてきたところである。一方で、サイバー攻撃の対象は従来のIT製品からあらゆるデバイス、システム、媒体に拡大しており、これまで以上に幅広い対応が重要になっているところである。第四期中期目標期間においては、サイバー攻撃情報の収集を強化し、深刻化するサイバー攻撃に対する初動対応措置を強化するとともに、被害を未然に防止するために必要な措置を強化していく必要があることから、以下の取組を実施する。併せて、これらの取組の成果を積極的に広報するとともに、成果の活用に向けツール、データベースの構築等を行うことにより利用者の利便性の向上に努める。

(1) あらゆるデバイス、システム、媒体を対象としたサイバー攻撃等に関する情報の収集、分析、提供、共有

①サイバーセキュリティ上の脅威への対応

- a. 深刻化、増大する標的型攻撃や新種のマルウェア等によるサイバー攻撃に対して、攻撃情報の共有体制を強化・拡大させる。また、被害発生時における初動対応措置や対応策検討の支援を行う。
- b. 脅威やサイバー攻撃の傾向を予測し、被害の未然防止のための措置等高度な対策等の提案、中長期的に発生し得る事象の発信等を図るため、情報収集チャネルを拡大し、情報の量及び質を高める。
- c. 国民からの相談・問合せに対応するための相談窓口を引き続き運営するとともに、急速に変化しつつある脅威を的確に把握し、コンピュータウイルス等のマルウェアや不正アクセス等の情報を積極的に収集・分析し、傾向や対策等の情報提供を行う。

②システムの脆弱性に対する適切な対策の実施

- a. 「脆弱性関連情報届出受付制度」を引き続き着実に実施するとともに、関係者との連携を図りつつ、脆弱性関連情報をより確実に必要とする者に提供する手法を検討する。
- b. 統合的な脆弱性対策情報の提供環境を整備することにより、開発者、運用者及びエンドユーザに対して、脆弱性対策情報の活用を促す。
- c. 組込み機器等の脆弱性に関する対策の提示等を行う。

- d. 最新の脆弱性情報や攻撃・被害情報を収集・分析し、注意喚起による危険回避や対策の徹底を図り、サイバーセキュリティ上のリスクの低減を促進する。

③社会的に重要な情報システム等に関する対策支援

- a. 重要インフラ分野等（データ活用に積極的に取り組む企業・組織を含む。）の社会的に重要なシステム等について、関係府省等の求めに応じて、セキュリティ対策状況の確認、サイバーセキュリティ強化等のための調査、インシデント発生時の原因究明調査等の協力を行う。
- b. 我が国の社会インフラ・産業基盤に係る制御システムの安全性・信頼性に関するリスク評価手法の浸透を図る。

(2) 我が国の経済・社会を支える重要インフラや産業基盤のサイバー攻撃に対する防御力の強化

我が国の経済・社会を支える重要インフラや産業基盤のサイバー攻撃に対する防御力を強化するため、官民が共同し、産業サイバーセキュリティセンターを制御技術（OT）と情報技術（IT）の知見を結集させた世界最高レベルのサイバーセキュリティ対策の中核拠点としていくことを目指しながら、模擬システムを用いた演習や、攻撃・防御の実践経験、最新のサイバー攻撃情報の調査・分析等を通じて、社会インフラ・産業基盤へのサイバーセキュリティリスクに対応する人材・組織・システム・技術を生み出していく。

(3) 非技術的要因を踏まえた調査、分析

- ①経営層等に対して情報セキュリティ対策の重要性を訴え、企業や組織における情報セキュリティ対策の取組を促進させるため、企業・組織・サプライチェーン全体で見逃されがちな脅威、課題等を掘り起こし、分析・評価及び必要な情報提供を行う。
- ②IT利用企業や国民一般に向けて積極的な情報セキュリティ対策の浸透を促すため、社会的要請等に応じ、情報セキュリティ対策、データ利活用における情報保護、プライバシー・情報セキュリティ倫理に対する意識等に関する状況調査・分析及び必要な情報提供を行う。
- ③潜在的な情報セキュリティ上の脅威や攻撃の傾向を技術動向や社会動向、利用者・攻撃者の心理等から多面的に分析し、中長期的に発生し得る重大事象やそれに対する対策等の予測的な情報発信や、セキュリティリスク・対策状況を可視化・評価する手法提供の可能性について検討する。

(4) セキュリティ対策に関する普及啓発、情報提供

- ①広く企業及び国民一般に情報セキュリティ対策の重要性を知らしめるため、地域で開催される情報セキュリティに関するセミナー等への講師派遣等の支援、セミナーの開催、各種イベントへの出展、普及啓発資料の配布、啓発サイトの運営等を行う。
- ②中小企業が情報セキュリティ対策を身近な課題としてとらえ自発的に対策を行う気運を高めるべく、中小企業が関連する様々な団体や制度との連携を図りつつ、ガイドライン、

自己宣言制度等の普及を行う。

- ③機構が提供する情報などが、必要とされる現場に届き、有効に活用されるようにするため、個々の現場に近い団体等との連携を拡大させるなどにより、情報提供チャネルの拡大を図る。
- ④国内外のセキュリティ関連組織との連携、国際会議への参加、セキュリティ関連規格の調査等を通じて、機構が行う情報セキュリティ関連事業への最新動向の反映や国際標準化を含めた国際整合性の確保を図るとともに、情報セキュリティ対策の実施にあたり有効な情報を発信する。

(5) 国際標準に基づくIT製品等のセキュリティ評価及び認証制度の着実な実施

- ①「IT製品のセキュリティ評価及び認証制度」を引き続き着実に実施するとともに、評価・認証手続の改善、評価に関する技術の維持・向上、現状・動向の調査、情報提供を実施する。
- ②政府調達におけるIT機器等のセキュリティの確保等に資するため、IT機器等のセキュリティ要件、その要件を満たす認証取得製品、その他調達要件等の情報提供を行う。

(6) 暗号技術の調査・評価

- ①CRYPTREC¹暗号リストの適切な維持・管理のため、CRYPTRECの事務局を引き続き務めるとともに、CRYPTREC暗号リストに掲載されている暗号アルゴリズムについて、危殆化の有無を監視するための調査及び実際の利用状況などを把握するための利用実績調査を行う。
- ②情報システムのセキュリティ確保の根幹である暗号技術の適切な利用／運用を促進するため、暗号技術の利用／運用面での現状・動向等の調査を行い、ガイドライン等により、情報提供を行う。
- ③「暗号モジュール試験及び認証制度」を着実に実施するとともに、評価・認証手続の改善、評価に関する技術の維持・向上、現状・動向の調査、情報提供等を実施する。

(7) 独法等に対する不正な通信の監視、監査等

- ①内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）の監督の下、独法等の情報システムの監視を実施する。
- ②サイバーセキュリティ戦略本部からの委託により、独法等の情報セキュリティに関する監査、原因究明のための調査を実施する。

【指標】

以下に定める指標を達成しているか否かを総合的に勘案して評価を行う。

¹ Cryptography Research and Evaluation Committees

なお、第四期中期目標期間中に達成すべき目標のうち、各年度において達成すべき目標については、年度計画において定める。

①重要インフラ関連企業におけるセキュリティ対策の強化【基幹目標】

第四期中期目標期間において、機構が提供・共有する情報や支援等を通じて、情報セキュリティ対策強化に向けた新規・追加の取組を実施した重要インフラ関連企業数を500社以上とする。(参考値：平成29年12月末時点のJ-C S I P参加組織数227組織)

上記目標の達成に向けて、関係省庁とも協議の上、J-C S I Pへの参画産業分野・組織の拡大を図るとともに、業界団体等との連携を強化し、リスク分析の業界向けガイドライン策定支援などを通じ、その活用促進に向けた取組を推進する。

[重要度高・優先度高・難易度高]

②中小企業におけるセキュリティ意識の向上【基幹目標】

「SECURITY ACTION 制度」(中小企業自らが、情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度)に参画する中小企業数を加速的に増やし、第四期中期目標期間終了時点で26,000社以上とする。(参考値：平成29年12月末時点の参画企業数280社)

上記目標の達成に向けて、本制度の認知度向上に向けた積極的な広報活動に加え、全国商工会連合会や日本商工会議所など、中小企業と関わり深い関連団体等との協力関係を強化するとともに、本制度の普及賛同企業の拡大に努める。また、政府や協力組織との連携の下、本制度への参画に対するインセンティブ付与に資する施策の実現に向けた取組を推進する。

[重要度高・優先度高・難易度高]

③情報セキュリティ対策の企業への普及促進

情報セキュリティに係る調査、分析の結果等に基づき、企業・組織・サプライチェーン全体における情報セキュリティ対策の取組を促すべく社会の要請に応じた対象者別(一般企業、中小企業、重要インフラ関連企業向け)のガイドライン等の整備、提供を行い、第四期中期目標期間中の累計普及数(ダウンロード件数、販売数、申込による無償配布など)を250,000件以上とするとともに、当該ガイドライン等に対する役立ち度を調査し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合を中期目標期間中に3分の2以上確保する。(想定普及対象として、大企業、一定以上の従業員規模を持つ中小企業(個人事業者を除く。)及びセクターカウンシルの各セクター構成員である重要インフラ関連事業者の合計値(約25万社)を目安とし、目標水準を設定。)

上記目標の達成に向けて、最新の情報セキュリティ動向を踏まえ、提供するガイドラインの内容の質を高めるとともに、説明会やセミナー・イベント、SNS等の外部の情報発信ツールの活用などを通じて、積極的な普及活動を推進する。また、必要に応じて要約版を作成すること等により、理解の向上及び活用の促進に努める。

④国民に対するサポート体制構築

我が国全体としての一般国民へのサポート体制を強化するべく、一般国民が情報セキ

セキュリティに関する相談先、情報収集先をどの程度認識しているかを把握し、その状況に応じて、機構が運営する安心相談窓口等との連携組織を毎年度拡大する。

上記目標の達成に向けて、既に相談窓口を設置している公的機関等や一般国民が認知している相談先との協力関係の構築を図る。

⑤社会インフラ・産業基盤のサイバーセキュリティに係る人材育成プログラムの提供

第四期中期目標期間中に、産業サイバーセキュリティセンターが提供する人材育成プログラムについて、延べ500名の受講者を目指す。(平成29年7月に開講した中核人材育成プログラム(長期)の第1期受講者が76名。当該プログラム受講の働きかけ、他のプログラムの開発等により、第四期中期目標期間中に平均して100名/年の受講者を得る。)

上記目標の達成に向けて、社会インフラ・産業基盤における産業サイバーセキュリティの状況を踏まえながら、プログラムの改修・新規開発等を進めていく。

⑥社会インフラ・産業基盤のサイバーセキュリティリスクに対する取組促進【基幹目標】

第四期中期目標期間中に、産業サイバーセキュリティセンターの人材育成プログラムの受講者が、企業や産業における演習実施、ポリシー策定、組織変更その他及びこれらに関する企画・提案等の取組を延べ500件程度行い、当センターの事業効果が、当該受講者の得た知見を通じて、更に当該企業の関係者及び組織全体や社会全体に均てんしていくことを目指す。(人材育成プログラムの受講者が、セキュリティ強化のための具体的な取組を行うことを前提として、目標を設定。)

上記目標の達成に向けて、プログラムの受講を踏まえて企業や産業における具体的な取組が行われていくよう、受講者及び受講企業とのネットワーク形成も図りつつ、プログラム受講後のフォローの仕組みを構築していく。

[重要度高・優先度高・難易度高]

2. 高度な能力を持つIT人材の発掘・育成・支援及びネットワーク形成とIT人材の裾野拡大に向けた取組の強化

社会基盤としてのITの重要性が増していることに伴い、IT社会を担う人材の質及び数の確保についても重要性が増しているところである。このような状況を踏まえ、機構は第三期中期目標期間において、サイバーセキュリティ人材の育成や優れたIT人材の発掘・育成のための取組を実施するとともに、IT人材の裾野拡大に向けた取組を実施してきた。一方で、発掘・育成した人材が社会の中で活躍できるような場を設定することなどが必要となってきたところである。このような点を踏まえつつ、機構が我が国IT人材の確保に積極的に貢献していくため、以下の取組を実施する。併せて、これらの取組の成果を積極的に広報するとともに、成果の活用に向けツール、データベースの構築等を行うことにより利用者の利便性の向上に努める。

(1) 優れたIT人材の発掘・育成・支援の実施と活躍の機会の提供

- ① ITの活用によるイノベーションの創出を行うことができる独創的なアイデア・技術等を有する突出したIT人材を、優れた能力と実績を持つプロジェクトマネージャーの指導のもとで、発掘・育成する。また、我が国の産業の活性化・競争力強化に資するため、突出したIT人材が持つ高度かつイノベティブな技術シードに更に磨きをかけ、産学界をけん引し、また強かにリードしていくような新たな社会価値創出を目指す人材を育成する。
- ② サイバーセキュリティの強化へ向けて、若年層の優秀なセキュリティ人材の早期発掘・育成を行う。また、育成された人材が指導的役割を果たし、継続的な自己研鑽と社会への還元を図るような活動を促進する。
- ③ 情報処理安全確保支援士に係る登録、講習の事務を着実に実施するとともに、情報処理安全確保支援士が有する知見をいかに発揮できるよう、企業における情報処理安全確保支援士の役割等に関する事例収集とその展開、資格のブランディング活動、企業・団体などへの普及の働きかけ等を行う。
- ④ 優れたIT人材が相互に、また産学界とのとのつながりにおいても情報交換を行い、切磋琢磨することが出来るよう、優れたIT人材の交流の場を提供するなど、人的ネットワークの活性化を促進する。

(2) 社会の第一線での活躍が見込まれるIT人材の発掘を通じたIT人材の裾野の拡大

- ① 情報処理技術者試験・情報処理安全確保支援士試験については、サイバーセキュリティ人材を始めとするIT人材の高度化と裾野の拡大、技術の複雑化、利用者ニーズの多様化などITを取り巻く環境変化を踏まえて、着実に実施する。また、応募者数増加に資する取組等によって収益の維持に努め、同試験の持続的な運営を行う。
- ② アジア各国の試験と情報処理技術者試験との同等性に関する相互認証及び相互認証に基づくアジア共通統一試験については、IT分野における外国人材の活躍促進を支える施策の一つとして、着実に実施する。

【指標】

以下に掲げる指標を達成しているか否かを総合的に判断して決定する。

なお、第四期中期目標期間中に達成すべき目標のうち、各年度において達成すべき目標については、年度計画において定める。

①未踏事業修了生の成果【基幹目標】

未踏関係事業の修了生による新たな社会価値創出を、新技術の創出数、新規起業・事業化の資金確保数、ビジネスマッチング成立件数で総合的に捉え、第四期中期目標期間中の合計数延べ50件を目指す。(第四期中期目標期間中の未踏関係事業で年50名以上の修了者数を計画しており、新技術の創出として知的財産権に関する出願・登録数や企業等との共同研究・開発テーマ設定数、起業・事業化への資金確保数、ビジネスマッチング成立件数を合わせて年10件とし、5年間累計で50件を目標とする。なお、未踏関係事業の計画を変更せざるを得ない事情が生じた場合はこの限りではない。)

上記目標の達成に向けて、未踏育成期間中にプロジェクトマネージャーによる技術的指導・助言に加え、法務・財務等の起業・事業化に必要な専門知識や知的財産権確保に必要な専門知識等の修得を支援する講義の場を設け、IT人材の経営力の強化を支援する。さらに、プロジェクトマネージャーの助言や紹介等をうけて、企業や投資家等との共同研究や事業マッチング等の機会を提供し、また積極的に活用させ、新たな社会価値創出への行動を支援する。

[重要度高・優先度高・難易度高]

②セキュリティ・キャンプ修了生の活動【基幹目標】

セキュリティ・キャンプの修了生によるイベント講師等の実績数(キャンプ講師、チューター含む。)について、第四期中期目標期間中の合計数延べ225名を目指す。(第四期中期目標期間中のセキュリティ・キャンプ修了生による全国大会及び地方大会の講師・チューター数、各種講演会・勉強会での講師数を合わせて年45名とし、5年間累計で225名を目標とする。なお、全国大会の講師・チューターを年70名規模、地方大会を全国で年8回開催を計画しており、計画を変更せざるを得ない事情が生じた場合にはこの限りではない。)

上記目標の達成に向けて、セキュリティ・キャンプ実施協議会と連携して講師、修了生のネットワーク形成を図るとともに、講師等の候補生をベテラン講師がコーチ、フォローする仕組みを形成し、全国大会および地方大会からの将来有為な人材の活躍を支援する。

[重要度高・優先度高・難易度高]

③情報処理安全確保支援士の活動

情報処理安全確保支援士が保有している知識やスキルを発揮して、情報セキュリティに関連する業務遂行がなされたとする値について、第四期中期目標期間の最終年度に75%を目指す。(1年目に情報処理安全確保支援士(RISS)にアンケートを実施してRISS活躍指標の基礎数値を取得する。当該基礎数値をベースに、最終年度に75%が達成できるよう、各年度に達成割合を設定する。)

上記目標の達成に向けて、情報セキュリティの最新動向や事例等を講習に取り入れることで、情報セキュリティのトレンドを踏まえた実践的な知識や技術を習得させ、業務遂行を支援する。さらにR I S Sの役割定義や活躍の場を整理して積極的に展開し、R I S Sのブランド価値を高めることで、R I S Sの企業活用を推進する。

④情報処理技術者試験制度の活用

I T人材の裾野拡大を図るため、I Tを提供する側だけでなく、I Tを利用する側も含めた企業における情報処理技術者試験の活用割合について、毎年度、55%以上を目指す。
(情報処理技術者試験の活用割合(直近3か年平均54.3%)から、55%を算定。)

上記目標の達成に向けて、I Tに係る最新の動向を踏まえた試験内容に逐次更新するとともに、積極的な広報活動を展開するなど、企業における認知度を向上させる取組を推進する。

3. ICTに関する新しい流れを常に捉え、発信していく機能の強化

近年、IoT、ビッグデータ、人工知能の実用化に伴って、これまでの社会の在り方を覆すような社会変革が進行しつつある。機構はこのような状況に対応し、第三期中期目標期間においてIoT時代に製品開発者が考慮すべきポイントをまとめた「つながる世界の開発指針」をまとめるなど、IoT時代に対応した基盤作りを行ってきたところである。今後、IoTなどの取組が一層進み、複数のIoTシステムが相互に連携して新たな価値を提供するSoS（System of Systems）のような複雑なシステムへと変わっていく社会で、ICTを利用するあらゆる産業の競争力強化、革新的なビジネスの創出や、業種や国境を越えた連携を加速させていくことが求められている。このためには、ICTに関する新しい潮流を常に捉え、その新たな活用法や社会実装上の課題・解決策を速やかに社会の各層に展開してイノベーションを加速化していく機能の強化が必要である。具体的には、IoTを支える組込みソフトウェア産業の技術基盤強化、様々な新技術の導入に際して留意すべき技術・利用者・経営的視点の指標や社会インパクトの提示による技術実装の促進、複雑なシステムの開発における課題の効果的かつ包括的な解決方法として考えられる「システム思考」のアプローチの社会展開などが課題となっている。また、官民データの利活用の促進や、第4次産業革命への対応を含めた人材育成への取組についても進めていく必要がある。このような点を踏まえつつ、機構がICTの技術動向等に関する社会の各層への発信を通じ、社会変革の基盤作りに積極的に貢献していくため、以下の取組を実施する。併せて、これらの取組の成果を積極的に広報するとともに、成果の活用に向けツール、データベースの構築等を行うことにより利用者の利便性の向上に努める。

(1) ICTの新たな技術等に関する調査分析及び発信

- ① ICTに関する技術動向（ビッグデータや人工知能等の新技術、社会システムの安全性・信頼性等の向上に関する動向含む）及びIT人材に関する動向を調査・分析し、社会実装の促進等につながる情報発信を強化する。
- ② 情報収集・調査能力及び分析能力を更に強化し、我が国の社会基盤としてのICTの安全性・信頼性等の脅威となる情報を収集し、これらを活用してより深い分析を行うとともに、適切に社会の各層に分析結果等の情報を発信する。
- ③ 組込みソフトウェア産業の抱える課題、開発技術動向、人材育成状況等を把握し、当該産業の振興に資するための組込みソフトウェア産業の実態調査を始めとして、情報処理システムの実態等に関する調査・分析を行い、情報発信する。
- ④ IoTによる地域課題の解決や新事業創出に関する施策動向、取組事例、人材育成等の活動情報の収集整理及び発信を通じて、地域経済活性化に取り組んでいる地方公共団体、民間企業等を支援する。

(2) ICTの新たな技術等に関する客観的な基準・指針・標準の整備及び情報発信

- ① ICTの新たな技術等に関する調査分析を通じて、新しい技術について社会実装上の必要性がある場合には、当該技術の技術・利用者・ビジネスの観点を踏まえ、指針化・ガイドライン化し、普及に努める。また、技術動向の変化に対応すべく、機構が整備した既存の

指針やガイドラインについて、その適用状況等により、必要に応じて見直しを図る。

- ② I o Tシステムや組込みソフトウェア等の高度化や生産性・信頼性の向上に向けて、指針・ガイドライン等の整備・普及を図る。
- ③高度で複雑な課題を効果的かつ包括的に解決する手法として期待される「システムズエンジニアリング」を始め、事故分析手法や安全性解析手法など、製品・サービスの生産性や信頼性を向上させるための手法や技術の活用及びそれらに関する情報提供、さらには、それらによる社会問題の解決に向け社会各層への多面的な普及展開を図る。
- ④ I o T製品やシステムの利用時のセーフティやセキュリティを確保するための客観的な基準・指針等、特に重要性の高いものについては、我が国の国際競争力の確保に留意しつつ国際標準化を推進する。
- ⑤第4次産業革命への対応に向けて、求められる人材や喫緊性等の「見える化」を図るため、今後に向け求められる I T人材の在り方に影響を及ぼし得る産業動向や技術等に関わる調査を行うとともに、I Tスキル標準（I T S S）を継続的に見直し、順次発信する。また、これらの取組を通じ専門的な知見を有する立場から、経済産業省が行う「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」（通称：「R eスキル講座」）の制度運用を支援する。
- ⑥官民データの利活用を可能とする基盤として技術標準、データ標準の整備を行うとともに、これらの分野横断的な展開を図るための環境整備、ガイドラインの整備及び普及を図る。

(3) 海外機関との連携の促進

- ①米国商務省国立標準技術研究所（N I S T）、米国カーネギーメロン大学ソフトウェアエンジニアリング研究所（S E I）、独国フラウンホーファー研究機構実験ソフトウェアエンジニアリング研究所（I E S E）等の海外機関との連携を通じて、I C T等に関する技術等の最新情報の交換や技術共有等を行い、調査報告書等に反映する。

【指標】

以下に定める指標を達成しているか否かを総合的に勘案して評価を行う。

なお、第四期中期目標期間中に達成すべき目標のうち、各年度において達成すべき目標については、年度計画において定める。

- ① I C Tに関する技術動向等の調査・分析・情報発信

機構が取りまとめた I C Tに関する技術動向等の白書及び I C Tに関する調査等の報告書について、第四期中期目標期間における普及件数の年間平均値につき、第三期中期目標期間中における当該数以上を達成する。（参考値：第三期中期目標期間（平成28年度まで）の普及件数の年間平均159,661件）

上記目標の達成に向けて、当該白書や報告書の内容を踏まえ、想定される利用予定者の分析を継続的に行い、個別の説明会やセミナー・イベントを通じて積極的に周知するとともに、S N S等の外部の情報発信ツールの活用なども含め、効果的な普及活動を推進する。

② ICTに関する指針やガイドラインの提供及び普及促進【基幹目標】

機構が整備したICTに関する指針やガイドラインについて、第四期中期目標期間における普及件数の年間平均値につき、第三期中期目標期間における当該数以上を達成する。さらに、当該指針やガイドラインの利用者又は想定される利用予定者に対し、セミナー等において役立ち度（見込）を調査し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合を第四期中期目標期間中に3分の2以上を確保する。（参考値：第三期中期目標期間（平成28年度まで）の普及件数の年間平均435,663件）

上記目標の達成に向けて、当該指針やガイドラインの内容を踏まえ、想定される利用予定者の分析を継続的に行い、個別の説明会やセミナー・イベントを通じて積極的に周知を図り、SNS等の外部の情報発信ツールの活用なども含め、効果的な普及活動を推進するとともに、必要に応じて要約版を作成すること等により、理解の向上及び活用の促進に努める。

[重要度高・優先度高・難易度高]

③ ITスキル標準の浸透

IoT、ビッグデータ、人工知能等の進展による今後のIT人材の在り方に影響を及ぼし得る産業動向や技術等の調査、並びにスキル変革に求められる指標として整備・発信する新たなITスキル標準に関する情報アクセス数について、毎年度、平成25年度～平成28年度の年度あたり平均アクセス数（※）以上を達成する。（※基準値：平成25年度～平成28年度の年度あたり平均アクセス数29,269件）

上記目標の達成に向けて、今後のIT人材に必要となる、先進的なITや人材市場等に関する知見を有する外部有識者とのネットワークを形成し、今後のIT人材の在り方にかかわる諸課題の議論や調査を継続的に行い、ITスキル標準の改善を進めるとともに、時宜を捉えた情報発信に努める。

Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 機動的・効率的な組織及び業務の運営

- (1) 機構の各事業について、実施の妥当性及び出口戦略を常に意識し、計画の策定、実行、評価、改善のPDCAサイクルに基づく業務運営の見直しを継続的に実施する。また、ITを巡る内外の情勢変化等を踏まえ、運営効率向上のための最適な組織体制を柔軟かつ機動的に構築するため、継続的に見直しを実施する。
- (2) 組織内外の課題や組織横断的な課題に対して適切に対応していくため、部署の枠を越えて定期的に議論を行う場を設置するなどし、事業間のシナジーなど組織全体としての最適効率を目指す体制を構築する。
- (3) 業務内容に応じて民間事業者や外部専門機関を有効に活用することにより、業務の効率化を図る。民間事業者や外部専門機関の選定に当たっては、可能な限り競争的な方法により行うとともに、十分な公募期間の設定と情報提供を行う。

2. 業務経費等の効率化

運営費交付金を充当して行う業務については、新規に追加されるもの、拡充分及び特別事業費を除き、一般管理費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）について毎年度平均で前年度比3%以上、業務経費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）について毎年度平均で前年度比1%以上の効率化を行う。

3. 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当を含め役職員給与のあり方について厳しく検証したうえで、適正化を図る。また、その検証結果や取組状況を公表する。

4. 調達合理化

- (1) 公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成27年5月25日総務大臣決定）」を踏まえ、引き続き、毎年度、適切に「調達等合理化計画」を策定し、これに則って、一般競争入札の導入・範囲拡大や随意契約等、適切な契約形態を通じ、業務運営の効率化・合理化を図る。随意契約については、やむを得ない案件を除き、原則として一般競争入札等によることとし、その取組状況を公表する。
- (2) 企画競争、公募を通じた調達を行う場合には、競争性及び透明性が確保される方法により実施する。さらに、入札・契約の適正な実施について監事等による監査を受けるものとする。

5. 業務の電子化等による業務運営の効率化

- (1) 機構内の事務手続の簡素化・効率化を図るため、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」(平成26年7月25日総務大臣決定)に基づき、引き続き、業務の電子化の促進やシステムの最適化に向けた検討を行い、順次改善を進める。
- (2) また、生産性向上の観点から、「働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)」を推進しつつ、ICTも活用した業務効率化に向けて、先進的な取組・制度の積極的な導入を図り、効果的・効率的な業務運営を実現する。

Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 運営費交付金の適正化

- (1) 運営費交付金を充当して行う事業については、引き続き、その必要性等に応じた財源の最適配分（人員、予算等）を行い、適正かつ効率的に執行し、各年度期末における運営費交付金債務残高を抑制する。
- (2) 「独立行政法人会計基準」（平成12年2月16日独立行政法人基準研究会、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を適切に把握し、適正な予算執行管理を行う。
- (3) 機構の財務内容の透明性を確保する観点から、決算情報の公表の充実等を図る。

2. 自己収入の拡大

自己収入の増加を図る観点から、受益者が特定でき、受益者に応分の負担能力があり、負担を求めることで事業目的が損なわれない業務については、経費を勘案して、適切な受益者負担を求めていくこととする。

3. 試験勘定の採算性の確保

情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の持続的な運営を可能とするため、応募者の増加に資する取組を実施するとともに、事務の活性化・効率化及び収益の維持・改善を図るものとする。

4. 地域事業出資業務（地域ソフトウェアセンター）

- (1) 地域事業出資業務については、繰越欠損金を減少させるため、第四期中期目標期間中に経常収益合計で1億円以上確保する。
- そのために、地域ソフトウェアセンターの経営状況について、中間決算及び年度決算見込等の資料提出を求めることにより的確に把握し、また、様々な機会をとらえて経営者との面談により指導・助言等を積極的に行い、センターの経営改善を図るとともに、適切な配当を求めるものとする。
- (2) 以下の基準に該当するものは、他の出資者等との連携の下に、当該期間中に解散に向けた取組を促すものとする。
- ①経営改善を行っても、繰越欠損金が増加（3期連続を目安）又は増加する可能性が高い場合
 - ②主要株主である地方自治体・地元産業界からの支援が得られない場合

5. 債務保証管理業務

保証債務の残余管理については、保証先決算書の徴求等を適宜行うとともに、金融機関とも連携して債権の保全を図る等適切に実施する。

IV. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算（別紙参照）

総表（別紙1-1）

事業化勘定（別紙1-2）

試験勘定（別紙1-3）

一般勘定（別紙1-4）

地域事業出資業務勘定（別紙1-5）

2. 収支計画（別紙参照）

総表（別紙2-1）

事業化勘定（別紙2-2）

試験勘定（別紙2-3）

一般勘定（別紙2-4）

地域事業出資業務勘定（別紙2-5）

3. 資金計画（別紙参照）

総表（別紙3-1）

事業化勘定（別紙3-2）

試験勘定（別紙3-3）

一般勘定（別紙3-4）

地域事業出資業務勘定（別紙3-5）

V. 短期借入金の限度額

20億円

(理由) 年度当初における国からの運営費交付金の受入等が最大3ヶ月程度遅延した場合における機構職員への人件費の遅配及び機構事業費の支払遅延、その他の事故等(例えば天災による情報処理技術者試験の中止や延期等)の発生により生じた資金不足を回避する。

VI. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

VII. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

VIII. 剰余金の使途

剰余金が発生したときは、業務の推進及び拡充、広報活動の充実、職員の研修の充実、施設・設備の整備に係る経費に充てる。

IX. その他主務省令で定める業務運営に関する事項等

1. 施設及び設備に関する計画

なし

2. 人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)

(1) 政府や社会的な要請に基づき機構の業務が追加・拡大する中、引き続き機構における業務を安定して実施していく観点から、人員体制の増強を図る。具体的には、職員の採用活動を強化するとともに、新卒採用職員等に対するトレーナー制度・メンター制度の取組を行う。また、業務内容や専門性に応じて柔軟に活用できる多様な外部専門人材や先端的なセキュリティ人材を機動的に採用し、情勢の変化への対応力を高める。さらに、業務のミスマッチの発生を防止する観点から、中途採用・企業出向者の採用にあたっては、職務記述書(ジョブディスクリプション)を作成する。

(2) IT施策の専門機関・実施機関として期待される役割を果たすため、個々の職員が専門

性、特殊性の高い業務に対応できるよう、能力開発制度（研修制度、留学、人事交流等）の整備、充実を図るとともに、組織の中核を担うプロパー職員（特に新卒採用者）への知見の蓄積を行う観点から中長期を見通した人員体制の構築を図り、必要な専門性を有しつつ視野の広い人材の育成を目指す。

（３）組織内の個々人が最大限のパフォーマンスを発揮できるよう、業績評価制度とそれに基づく処遇の徹底を行うとともに、多面評価（３６０度評価）の実施など、人事評価の信頼性・妥当性を高める取組を行う。

（参考１）

- ・ 期初の常勤役職員数人 258人
- ・ 期末の常勤役職員数の見込み 政府の方針等を踏まえ弾力的に対応する。

（参考２）

- ・ 中期目標期間中の人件費総額見込み（法定福利費を除く。） 11,062百万円

3. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

4. 積立金の処分に関する事項

前中期目標期間の最終事業年度における積立金残高のうち、主務大臣の承認を受けた金額については、情報処理促進法第４３条に規定する業務の財源に充てる。

5. その他独立行政法人通則法第２９条に規定する中期目標を達成するために必要な事項

（１）内部統制の充実・強化

- ①引き続き、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」（平成２６年法律第６６号）による改正後の独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）及び「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成２６年１１月２８日付総管査第３２２号総務省行政管理局長通知）において定められた内部統制の推進及び充実を図る。
- ②中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、機構のミッションを有効かつ効率的に果たすため、業務方法書等の規定に基づき、引き続き理事長のリーダーシップの下で継続して機構内の内部統制を充実・強化する取組みを推進するとともに、個々の職員に浸透するよう周知徹底を図る。

（２）機構における情報セキュリティの確保

- ①適正な業務運営及び国民からの信頼を確保する観点から、「独立行政法人等の保有する情

報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)、「独立行政法人等の保有する個人情報
の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)に基づき、引き続き、適切な対応をと
るとともに、職員への周知徹底を行う。

- ②「サイバーセキュリティ戦略」(平成27年9月4日閣議決定)等の政府方針の下で機構が
実施している独法等における情報システムの監視業務や情報セキュリティ監査業務につ
いて、引き続きその職責を十分に果たすとともに、サイバーセキュリティ戦略本部が定め
る「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、適切に内部規程の
規定・改正を実施し、機構自らの情報セキュリティ対策の水準を向上させ、情報セキュリ
ティ確保に万全を期する。

(3) 戦略的広報の推進

- ①機構が実施する事業の内容及び成果を、最も効果的な広報手法を検討した上で積極的に広
報し、広く国民の理解を得るとともに、PDCAサイクルに基づく不断の見直しを実施す
る。
- ②利用者の利便性向上を図るため、ウェブサイトの画面構成の改善等に努める。
- ③国民一般に対してきめ細やかな情報提供を行うため、報道発表・取材対応に加え、機構が
有するメーリングリストや、外部の情報発信ツール等を活用し、継続的な情報発信を行う
とともに、機構の情報を継続的に受け取る登録者を増加させる活動を行い、第四期中期目
標期間において60,000人以上の登録者を追加する。(各年度において達成すべき目標
については、年度計画において定める。)

別紙

別紙1 予算

別紙1-1

予算（総表）

（単位：百万円）

| 区 別 | 金 額 |
|--------|--------|
| 収 入 | |
| 運営費交付金 | 32,102 |
| 国庫補助金 | 4,387 |
| 受託収入 | 1,520 |
| 業務収入 | 27,109 |
| その他収入 | 48 |
| 計 | 65,166 |
| 支 出 | |
| 業務経費 | 62,613 |
| 受託経費 | 1,520 |
| 一般管理費 | 5,293 |
| 計 | 69,425 |

[人件費の見積り]

期間中11,062百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金（法定福利費を除く。）等に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定方法]

ルール方式（別紙）を採用

[注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

[運営費交付金の算定ルール]

平成30年度から平成34年度までの各事業年度における運営費交付金（ $G(y)$ ）については、次の数式により算出する。

$$G(y) = A(y-1) \times \alpha \times \gamma + Ca(y-1) \times \delta + Da(y) \\ + B(y-1) \times \beta \times \gamma + Cb(y-1) \times \delta + Db(y) \\ + E(y) + F(y) + H(y) - I(y-1) \times \varepsilon$$

$G(y)$ ：当該年度における運営費交付金。

$A(y-1)$ ：直前の年度における一般管理費（人件費、所要額計上経費を除く。）相当額。

$B(y-1)$ ：直前の年度における事業に要する経費（人件費、所要額計上経費、特別事業費を除く。）相当額。

$Ca(y-1)$ ：直前の年度における一般管理費に係る人件費（役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金等）相当額。

$Cb(y-1)$ ：直前の年度における事業に要する経費に係る人件費（役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金等）相当額。

$Da(y)$ ：当該年度における一般管理費に係る所要額計上経費（事務所賃借料）相当額。

$Db(y)$ ：当該年度における事業に要する経費に係る所要額計上経費（事務所賃借料、独法等に対する不正な通信の監視業務に係る負担額）相当額。

$E(y)$ ：特別事業費。機構の判断のみで決定又は実施することが困難な国家的な政策課題に対応するために必要とされる事業費であり、各事業年度の予算編成過程で具体的に決定。

$F(y)$ ：政策的経費。短期間で成果が求められる技術開発への対応、法令改正に伴い必要となる措置等の政策ニーズにより発生する資金需要について必要に応じ、物件費、人件費に区分して計上。

$H(y)$ ：調整経費。退職手当の支給、事故の発生等の特殊要因により特定の年度に一時的に発生する資金需要について必要に応じ計上。

$I(y-1)$ ：直前の年度における自己収入。セキュリティ業務収入、情報システムのセキュリティに係る評価・認証の手数料等を想定。

係数 α 、 β 、 γ 、 δ 及び ε については、以下の諸点を勘案した上で、各年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な係数値を決定する。

α （一般管理費の効率化係数）：毎年度平均で前年度比3%以上の効率化。

β （事業の効率化係数）：毎年度平均で前年度比1%以上の効率化。途中新規事業についても翌年度から年1%程度の効率化。

γ （消費者物価指数）：前年度の実績値を使用。

δ （人件費調整係数）：職員の採用、昇給・昇格、減給・降格、退職及び休職に起因する一人当たり給与の変動の見込みに基づき決定。

ε （自己収入調整係数）：自己収入の見込みに基づき決定。

[中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等]

上記の算定式に基づき、一定の仮定の下に中期計画期間中の予算を試算。

- ・ α （一般管理費の効率化係数）については、前年度比3%以上の効率化を図る前提で試算。
- ・ β （事業の効率化係数）については、試験勘定に係る事業を除き、前年度比1%以上の効率化を図る前提で試算。
- ・ γ （消費者物価指数）については、平成30年度は0.999、31年度及び32年度は消費税率のアップ分として、31年度は1.0092593、32年度は1.0091743、33年度及び34年度は±0%として試算。
- ・ δ （人件費調整係数）については、平成30年度は0.99090、31年度、32年度、33年度及び34年度は1として試算。
- ・ ε （自己収入調整係数）については、各事業の実施計画を踏まえ、平成30年度は0.5361497、31年度は1.2227004、32年度は1.0080065、33年度及び34年度は1として試算。
- ・ H（調整経費）については、退職手当を前提に、平成30年度は45,455千円、31年度は25,050千円、32年度は66,677千円、33年度は21,998千円、34年度は71,231千円として試算。

別紙 1 - 2

予算（事業化勘定）

（単位：百万円）

| 区 別 | 金 額 |
|-------|-----|
| 収 入 | |
| その他収入 | 0 |
| 計 | 0 |
| 支 出 | |
| 計 | 0 |

[注記]

本勘定は平成17年度に業務を停止しており、1百万円の現預金の収入利息のみが計上されることとなる。

予算（試験勘定）

（単位：百万円）

| 区 別 | 金 額 |
|-------|--------|
| 収 入 | |
| 業務収入 | 16,543 |
| その他収入 | 13 |
| 計 | 16,556 |
| 支 出 | |
| 業務経費 | 15,314 |
| 一般管理費 | 977 |
| 計 | 16,291 |

[人件費の見積り]

期間中2,144百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金（法定福利費を除く。）等に相当する範囲の費用である。

別紙 1 - 4

予算（一般勘定）

（単位：百万円）

| 区 別 | 金 額 | | |
|--------|----------|---------|--------|
| | 情報セキュリティ | I T人材育成 | 社会基盤 |
| 収 入 | | | |
| 運営費交付金 | 17,863 | 3,019 | 6,905 |
| 国庫補助金 | 4,387 | 0 | 0 |
| 受託収入 | 1,520 | 0 | 0 |
| 業務収入 | 10,542 | 0 | 19 |
| その他収入 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 34,312 | 3,019 | 6,923 |
| 支 出 | | | |
| 業務経費 | 35,077 | 3,019 | 9,183 |
| 受託経費 | 1,520 | 0 | 0 |
| 一般管理費 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 36,597 | 3,019 | 9,183 |
| 区 別 | 債務保証業務 | 法人共通 | 合 計 |
| 収 入 | | | |
| 運営費交付金 | 0 | 4,316 | 32,102 |
| 国庫補助金 | 0 | 0 | 4,387 |
| 受託収入 | 0 | 0 | 1,520 |
| 業務収入 | 5 | 0 | 10,565 |
| その他収入 | 15 | 0 | 15 |
| 計 | 20 | 4,316 | 48,589 |
| 支 出 | | | |
| 業務経費 | 20 | 0 | 47,299 |
| 受託経費 | 0 | 0 | 1,520 |
| 一般管理費 | 0 | 4,316 | 4,316 |
| 計 | 20 | 4,316 | 53,134 |

[人件費の見積り]

期間中8,917百万円（情報セキュリティ3,726百万円、I T人材育成729百万円、社会基盤2,134百万円、法人共通2,328百万円）を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金（法定福利費を除く。）等に相当する範囲の費用である。

別紙 1 - 5

予算（地域事業出資業務勘定）

（単位：百万円）

| 区 別 | 金 額 |
|-------|-----|
| 収 入 | |
| その他収入 | 20 |
| 計 | 20 |
| 支 出 | |
| 計 | 0 |

別紙2 収支計画

別紙2-1

収支計画（総表）

（単位：百万円）

| 区 別 | 金 額 |
|-----------------|--------|
| 費用の部 | |
| 経常費用 | 70,838 |
| 業務費用 | 57,752 |
| 受託経費 | 1,520 |
| 一般管理費 | 5,293 |
| 減価償却費 | 6,273 |
| 収益の部 | |
| 経常収益 | 69,861 |
| 運営費交付金収益 | 32,102 |
| 補助金収益 | 4,387 |
| 受託収入 | 1,520 |
| 業務収入 | 27,109 |
| その他収入 | 108 |
| 資産見返負債戻入 | 4,615 |
| 財務収益 | 21 |
| 純利益（△純損失） | △ 977 |
| 前中期目標期間繰越積立金取崩額 | 1,198 |
| 目的積立金取崩額 | 0 |
| 総利益（△総損失） | 221 |

[注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

収支計画（事業化勘定）

（単位：百万円）

| 区 別 | 金 額 |
|-----------------|-----|
| 費用の部 | |
| 収益の部 | |
| 経常収益 | 0 |
| 財務収益 | 0 |
| 純利益（△純損失） | 0 |
| 前中期目標期間繰越積立金取崩額 | 0 |
| 目的積立金取崩額 | 0 |
| 総利益（△総損失） | 0 |

[注記]

本勘定は平成 17 年度に業務を停止しており、1 百万円の現預金の収入利息のみが計上されることとなる。

収支計画（試験勘定）

（単位：百万円）

| 区 別 | 金 額 |
|-----------------|--------|
| 費用の部 | |
| 經常費用 | 16,465 |
| 業務費用 | 15,078 |
| 一般管理費 | 977 |
| 減価償却費 | 410 |
| 収益の部 | |
| 經常収益 | 16,577 |
| 業務収入 | 16,543 |
| その他収入 | 13 |
| 資産見返負債戻入 | 20 |
| 財務収益 | 0 |
| 純利益（△純損失） | 112 |
| 前中期目標期間繰越積立金取崩額 | 9 |
| 目的積立金取崩額 | 0 |
| 総利益（△総損失） | 121 |

別紙 2 - 4

収支計画（一般勘定）

（単位：百万円）

| 区 別 | 金 額 | | |
|-----------------|----------|---------|---------|
| | 情報セキュリティ | I T人材育成 | 社会基盤 |
| 費用の部 | | | |
| 経常費用 | 39,773 | 3,019 | 6,932 |
| 業務費用 | 32,712 | 3,019 | 6,923 |
| 受託経費 | 1,520 | 0 | 0 |
| 一般管理費 | 0 | 0 | 0 |
| 減価償却費 | 5,540 | 0 | 9 |
| 収益の部 | | | |
| 経常収益 | 38,584 | 3,019 | 6,932 |
| 運営費交付金収益 | 17,863 | 3,019 | 6,905 |
| 補助金収益 | 4,387 | 0 | 0 |
| 受託収入 | 1,520 | 0 | 0 |
| 業務収入 | 10,542 | 0 | 19 |
| その他収入 | 0 | 0 | 0 |
| 資産見返負債戻入 | 4,272 | 9 | 0 |
| 財務収益 | 0 | 0 | 0 |
| 純利益（△純損失） | △ 1,189 | 0 | 0 |
| 前中期目標期間繰越積立金取崩額 | 1,189 | 0 | 0 |
| 目的積立金取崩額 | 0 | 0 | 0 |
| 総利益（△総損失） | 0 | 0 | 0 |
| 区 別 | 債務保証業務 | 法人共通 | 合 計 |
| 費用の部 | | | |
| 経常費用 | 20 | 4,629 | 54,373 |
| 業務費用 | 20 | 0 | 42,674 |
| 受託経費 | 0 | 0 | 1,520 |
| 一般管理費 | 0 | 4,316 | 4,316 |
| 減価償却費 | 0 | 314 | 5,863 |
| 収益の部 | | | |
| 経常収益 | 20 | 4,629 | 53,184 |
| 運営費交付金収益 | 0 | 4,316 | 32,102 |
| 補助金収益 | 0 | 0 | 4,387 |
| 受託収入 | 0 | 0 | 1,520 |
| 業務収入 | 5 | 0 | 10,565 |
| その他収入 | 15 | 0 | 15 |
| 資産見返負債戻入 | 0 | 314 | 4,595 |
| 財務収益 | 0 | 0 | 1 |
| 純利益（△純損失） | 0 | 0 | △ 1,189 |
| 前中期目標期間繰越積立金取崩額 | 0 | 0 | 1,189 |
| 目的積立金取崩額 | 0 | 0 | 0 |
| 総利益（△総損失） | 0 | 0 | 0 |

収支計画（地域事業出資業務勘定）

（単位：百万円）

| 区 別 | 金 額 |
|-----------------|-----|
| 費用の部 | |
| 収益の部 | |
| 経常収益 | 100 |
| その他収入 | 80 |
| 財務収益 | 20 |
| 純利益（△純損失） | 100 |
| 前中期目標期間繰越積立金取崩額 | 0 |
| 目的積立金取崩額 | 0 |
| 総利益（△総損失） | 100 |

別紙3 資金計画

別紙3-1

資金計画（総表）

（単位：百万円）

| 区 別 | 金 額 |
|----------------|--------|
| 資金支出 | 72,630 |
| 業務活動による支出 | 64,830 |
| 投資活動による支出 | 4,861 |
| 次期中期目標期間への繰越 | 2,939 |
| 資金収入 | 72,630 |
| 業務活動による収入 | 65,166 |
| 運営費交付金による収入 | 32,102 |
| 国庫補助金による収入 | 4,387 |
| 受託収入 | 1,520 |
| 業務収入 | 27,109 |
| その他収入 | 48 |
| 投資活動による収入 | 2,700 |
| 当中期目標期間の期首資金残高 | 4,764 |

[注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。

資金計画（事業化勘定）

（単位：百万円）

| 区 別 | 金 額 |
|----------------|-----|
| 資金支出 | 1 |
| 次期中期目標期間への繰越 | 1 |
| 資金収入 | 1 |
| 業務活動による収入 | 0 |
| その他収入 | 0 |
| 当中期目標期間の期首資金残高 | 1 |

[注記]

本勘定は平成17年度に業務を停止しており、1百万円の現預金の収入利息のみが計上されることとなる。

資金計画（試験勘定）

（単位：百万円）

| 区 別 | 金 額 |
|----------------|--------|
| 資金支出 | 18,745 |
| 業務活動による支出 | 16,055 |
| 投資活動による支出 | 236 |
| 次期中期目標期間への繰越 | 2,454 |
| 資金収入 | 18,745 |
| 業務活動による収入 | 16,556 |
| 業務収入 | 16,543 |
| その他収入 | 13 |
| 投資活動による収入 | 1,100 |
| 当中期目標期間の期首資金残高 | 1,088 |

別紙 3 - 4

資金計画（一般勘定）

（単位：百万円）

| 区 別 | 金 額 | | |
|----------------|----------|---------|--------|
| | 情報セキュリティ | I T人材育成 | 社会基盤 |
| 資金支出 | 36,760 | 3,019 | 9,183 |
| 業務活動による支出 | 34,396 | 3,019 | 6,923 |
| 投資活動による支出 | 2,365 | 0 | 2,260 |
| 次期中期目標期間への繰越 | 0 | 0 | 0 |
| 資金収入 | 36,760 | 3,019 | 9,183 |
| 業務活動による収入 | 34,312 | 3,019 | 6,923 |
| 運営費交付金による収入 | 17,863 | 3,019 | 6,905 |
| 国庫補助金による収入 | 4,387 | 0 | 0 |
| 受託収入 | 1,520 | 0 | 0 |
| 業務収入 | 10,542 | 0 | 19 |
| その他収入 | 0 | 0 | 0 |
| 投資活動による収入 | 1,200 | 0 | 0 |
| 当中期目標期間の期首資金残高 | 1,248 | 0 | 2,260 |
| 区 別 | 債務保証業務 | 法人共通 | 合 計 |
| 資金支出 | 469 | 4,394 | 53,825 |
| 業務活動による支出 | 43 | 4,394 | 48,775 |
| 投資活動による支出 | 0 | 0 | 4,625 |
| 次期中期目標期間への繰越 | 425 | 0 | 425 |
| 資金収入 | 469 | 4,394 | 53,825 |
| 業務活動による収入 | 20 | 4,316 | 48,589 |
| 運営費交付金による収入 | 0 | 4,316 | 32,102 |
| 国庫補助金による収入 | 0 | 0 | 4,387 |
| 受託収入 | 0 | 0 | 1,520 |
| 業務収入 | 5 | 0 | 10,565 |
| その他収入 | 15 | 0 | 15 |
| 投資活動による収入 | 400 | 0 | 1,600 |
| 当中期目標期間の期首資金残高 | 49 | 79 | 3,636 |

資金計画（地域事業出資業務勘定）

（単位：百万円）

| 区 別 | 金 額 |
|----------------|-----|
| 資金支出 | 59 |
| 次期中期目標期間への繰越 | 59 |
| 資金収入 | 59 |
| 業務活動による収入 | 20 |
| その他収入 | 20 |
| 当中期目標期間の期首資金残高 | 39 |